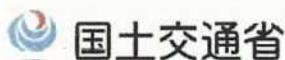
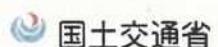


危険水位の設定要領等の改訂について

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課
河川保全企画室・水防企画室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



【概要】避難勧告等の円滑な発令等に資する情報提供の見直し

- ① 市町村長は、災害が発生するおそれがある場合に適かつ円滑な避難勧告等の発令判断ができるよう、あらかじめ市町村地域防災計画に避難勧告等の判断基準を定めておくことが必要。
- ② しかし、現行の洪水に関する防災情報（氾濫危険情報等）では、市町村長が適切に避難勧告等の発令を判断することが困難であり、実態として、これらの情報が住民の避難行動につながっていない。

- 内閣府：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」を平成26年4月に改訂 → 避難勧告等の判断基準の見直し（平成26年度より試行、平成27年度に向けて見直し作業）
- 上記を受け、国土交通省では、洪水に係る避難勧告等の発令判断の目安を、「越水」「浸透」「侵食」に分けて設定（市町村等に十分に周知徹底を図った後、平成27年4月からを目途に実施）

